

○岡山県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例

平成19年3月28日
広域連合条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項の規定による財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の期日)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故により同項の期日に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は、別に期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の事項)

第3条 前条第1項の規定により、6月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 歳入歳出予算の執行の概況

(2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高

(3) その他広域連合長が必要と認める財政に関する事項

2 前条第1項の規定により12月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の概況を公表しなければならない。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、岡山県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第2号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行うものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表の手續に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

